

広島県告示第千九十九号

建築士及び建築士事務所の開設者を対象とする講習の指定に関する規程（昭和六十一年広島県告示第千六号）第三条第一項の規定によって、次の講習を指定した。

令和二年十月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

講習の実施頻度 及び実施地	年二回	実施頻度	講習の対象者	講習の名称	一般講習又は 特別講習の別	実施法人の 名称及び住所
	広島県内	実施地				
			開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会	一般講習	一般社団法人広島県建築士事務所協会（広島市中区八丁堀五番二三号）